

1. 会合名	持株制度に関するワーキング・グループ（第 19 回）
2. 日 時	平成 30 年 9 月 27 日（木）10:00～10:25
3. 議 案	1. 株式等の決済期間の短縮化（T＋2 化）等を踏まえた「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」等の一部改正について 2. 民法及び消費者契約法の改正を踏まえた「株式累積投資口座約款」等の一部改正について 3. その他
4. 主な内容	【概要】 議案 1. 及び 2. について、事務局より別添資料に基づき説明が行われ、審議した結果、了承された。 今後、株式等の決済期間の短縮化（T＋2 化）等を踏まえた「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正については 10 月上旬に予定している持回りエクイティ分科会で審議を行い、その了承後、10 月 16 日の自主規制会議に諮ることとされた。 なお、株式等の決済期間の短縮化（T＋2 化）及び民法及び消費者契約法の改正を踏まえた約款改正の時期等については、本協会の「法定帳簿等に関するワーキング・グループ」での検討状況等を踏まえ、本ワーキング・グループのメンバーに対し追って報告することとされた。 【主な発言】 ○ 改正後の「株式累積投資口座約款」等の通知時期について ➤ 議案 2. で審議した約款モデルの改正に係る通知について、具体的な時期は固まっているのか。 → 民法及び消費者契約法の改正に伴う約款改正については、「法定帳簿等に関するワーキング・グループ」を中心として複数の約款につき協会全体で検討している状況であるため、通知のタイミングについてはそれらの通知時期と平仄を合わせるべきであるのか検討している段階である。 → いずれにしろ、郵送コスト等の問題から、皆様が顧客に約款等書面を一斉送付するタイミングは認識しており、具体的には 11 月中までには発出する予定でいる。 ○ 株式等の決済期間の短縮化（T＋2 化）に伴う持株会の実務対応について ➤ 株式等の決済期間の短縮化（T＋2 化）を踏まえた持株会実務について、各社が発行体と締結している契約や覚書、発行体と加入者との間の規約において拋出から買付けまでの期間が明示されている場合には何らかの影響が出てしまうのではないかと思料する。例えば、現行の覚書等に受託証券会社への拋出金の入金日が規定され、その事務フローで遂行されている状況において、特段の対応が行われない場合には、T＋2 化後に当該受託証券会社の立替金が発生することもあり得るほか、売買審査業務への影響など、部署間の連携も必要だと思料されるが、各社の御認識如何。 → T＋2 化に伴う対応はこれからであるため現段階において特段コメントできることはない。 → 当社は原則約定日の翌日までに入金を行うこととしているため、特に問題は無いのかもしれないが、一部については個別の確認となる。 以 上
5. その他	特になし

	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8647）